

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日公表

特定事業主名：志木市長、志木市教育委員会、志木市選挙管理委員会、志木市代表監査委員、志木市公平委員会、志木市固定資産評価委員会、志木市農業委員会、志木市議会議長

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.2%
全職員	59.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	103.6%
本庁課長相当職	99.1%
本庁課長補佐相当職	99.5%
本庁係長相当職	98.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.9%
31～35年	89.7%
26～30年	76.0%
21～25年	75.8%
16～20年	80.2%
11～15年	72.9%
6～10年	91.1%
1～5年	76.7%

【説明欄】

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者になっている男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性は、扶養手当で80.1%、住居手当で64.4%となっており、男女の給与の差異に影響しているものとする。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	28.7%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	14.2%
本庁課長相当職	38.1%
本庁課長補佐相当職	36.1%
本庁係長相当職	44.4%

【説明欄】

- ・Ⅱにおける「管理的地位にある職員」とは部長級、次長級、課長級職員を指している。
- ・Ⅲにおいて、職員数全体における女性の割合は44.02%となっており、係長級職員（主査級職員）における女性職員の割合に近い比率となっている。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	0%

※会計年度任用職員は育児休業取得者なし

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0 %	0 %	0 %	0 %
1 週間以上 2 週間未満	0 %	0 %	0 %	0 %
2 週間以上 1 月以下	2 7 . 2 %	0 %	0 %	0 %
1 月超 3 月以下	4 5 . 5 %	0 %	0 %	0 %
3 月超 6 月以下	2 7 . 3 %	0 %	0 %	0 %
6 月超 9 月以下	0 %	0 %	0 %	0 %
9 月超 12 月以下	0 %	4 2 . 8 %	0 %	0 %
12 月超 24 月以下	0 %	1 4 . 3 %	0 %	0 %
24 月超	0 %	4 2 . 9 %	—	—

【説明欄】

- ・会計年度職員は、令和7年度における育児休業取得者は0人となっている。
- ・男性の育休取得期間は、令和6年度は平均25日間だったが、令和7年度は72日間となっており、前年度と比較して増加している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.7時間／月
内部部局等以外	8.8時間／月

【説明欄】

- ・「内部部局等以外」とは、教育委員会及び上下水道部に所属する管理的地位にある職員以外の職員の実績としている。